

宅地建物取引業者報酬の額 (プレミアムタイプ) 注文書

ご注文履歴 なし(初めて) あり (年 月頃) ※不明の場合はご記入不要です

フリガナ	フリガナ	
御社名	ご担当者	
郵便番号	〒	
ご住所		
お電話番号	FAX番号	
レイアウト	<input type="checkbox"/> FAX	
お受取先	<input type="checkbox"/> メールアドレス →	

備考欄

※ご注文者様と異なる場合のみご記入下さい

フリガナ	フリガナ	
御社名	ご担当者	
郵便番号	〒	
ご住所	お電話番号	

板の色	
<input type="checkbox"/> リッチゴールド (黒文字)	<input type="checkbox"/> モダンシルバー (黒文字)
<input type="checkbox"/> ブロンズ (黒文字)	<input type="checkbox"/> アクアブルー (黒文字)
<input type="checkbox"/> ミントグリーン (黒文字)	<input type="checkbox"/> ローズ (黒文字)
<input type="checkbox"/> ラベンダー (黒文字)	
<input type="checkbox"/> パワーブラック (ゴールド文字)	<input type="checkbox"/> パワーブラック (シルバー文字)
<input type="checkbox"/> ロイヤルブルー (ゴールド文字)	<input type="checkbox"/> ロイヤルブルー (シルバー文字)
<input type="checkbox"/> ワインレッド (ゴールド文字)	<input type="checkbox"/> ワインレッド (シルバー文字)
<input type="checkbox"/> ディープグリーン (ゴールド文字)	<input type="checkbox"/> ディープグリーン (シルバー文字)

ご注文数量 (価格は消費税込)	
本体	1枚 21,500 円 <input type="checkbox"/> 枚 横552×縦437mm×12mm厚
	※取付用のフック(石こうボード専用)とひもが付きます。 ※水ぬれ不可・屋内掲示専用
ギフトボックス 1個 800 円 ※デザインは当社HPでごらんください	Aタイプ(市松模様) <input type="checkbox"/> 個
	Bタイプ(ライムグリーン) <input type="checkbox"/> 個
	Cタイプ(ネイビーブルー) <input type="checkbox"/> 個
合計金額	
円	

額縁の色 ゴールド シルバー

書体 文字が小さい為、最も見やすい【角ゴシック体】のみとさせていただきます。

旧字体や難しい漢字は大きく書いて下さい

年 月 日送信

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

【最終改正】令和元年八月二十三日国土交通省令第150号(国土交通省令第四十九号) 附則(施行期日) 令和元年十月一日施行

第一 定義

この法律において「消費税率」とは、消費税率法(昭和十九年法律第百四号)第一條第一項第九号に規定する消費税率の額を指し、当該消費税率が異なる場合は、当該消費税率の最も高い額を指す。

第二 消費税率の適用

この法律において「消費税率」とは、消費税率法(昭和十九年法律第百四号)第一條第一項第九号に規定する消費税率の額を指し、当該消費税率が異なる場合は、当該消費税率の最も高い額を指す。

第三 宅地又は建物の売買等に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関する報酬の額を算定するに当たっては、この法律第九号に規定する消費税率の額を適用するものとする。

第四 消費税率の適用

この法律において「消費税率」とは、消費税率法(昭和十九年法律第百四号)第一條第一項第九号に規定する消費税率の額を指し、当該消費税率が異なる場合は、当該消費税率の最も高い額を指す。

第五 消費税率の適用

この法律において「消費税率」とは、消費税率法(昭和十九年法律第百四号)第一條第一項第九号に規定する消費税率の額を指し、当該消費税率が異なる場合は、当該消費税率の最も高い額を指す。

第六 消費税率の適用

この法律において「消費税率」とは、消費税率法(昭和十九年法律第百四号)第一條第一項第九号に規定する消費税率の額を指し、当該消費税率が異なる場合は、当該消費税率の最も高い額を指す。

第七 消費税率の適用

この法律において「消費税率」とは、消費税率法(昭和十九年法律第百四号)第一條第一項第九号に規定する消費税率の額を指し、当該消費税率が異なる場合は、当該消費税率の最も高い額を指す。

第八 消費税率の適用

この法律において「消費税率」とは、消費税率法(昭和十九年法律第百四号)第一條第一項第九号に規定する消費税率の額を指し、当該消費税率が異なる場合は、当該消費税率の最も高い額を指す。

第九 消費税率の適用

この法律において「消費税率」とは、消費税率法(昭和十九年法律第百四号)第一條第一項第九号に規定する消費税率の額を指し、当該消費税率が異なる場合は、当該消費税率の最も高い額を指す。

ご記入後ファクスまたはメールにてお送り下さい。

FAX **092-936-7802** メール **netshop@miurasenden.com**

許可票・登録票 (株)ミウラ宣伝 福岡県糟屋郡志免町南里2丁目24-10 電話:092-936-7801